

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム学生生活委員会細則

平成 26 年 3 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム学生生活委員会細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規(平成 26 年 3 月 14 日たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認)第 21 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム学生生活委員会(以下「学生生活委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 学生生活委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) プログラム担当者 1 人
  - (2) その他学生生活委員会が必要と認めた者
- 2 委員は、プログラム責任者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 学生生活委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の奨励金に関する事項
- (2) 学生の宿舎に関する事項
- (3) その他学生の学生生活に関する事項

(会議)

第 4 条 学生生活委員会に委員長を置き、委員のうちからプログラム責任者が指名する。

- 2 委員長は、学生生活委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第 5 条 学生生活委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 学生生活委員会の事務は、たおやかで平和な共生社会創生プログラム事務室において処理する。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、学生生活委員会に関し必要な事項は、学生生活委員会が定める。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 14 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム学生生活委員会に関し必要な事項を定めることとするため。